



矯正歯科を取り巻く問題点と 日本矯正歯科学会の取り組みについて

公益社団法人 日本矯正歯科学会 常務理事
五十嵐一吉

現在の矯正歯科を取り巻く問題点として、1) 不適切な内容の広告／ホームページによる不当な患者の誘引や勧誘、2) 十分な知識、経験、技術を持たない歯科医師が行う矯正歯科によるクレームの急増、3) 治療契約の途中解除や転医の際の治療費の返金に関するトラブル等が挙げられ、これらが発端となって消費者庁消費者委員会（特別商取引専門調査会）は矯正歯科治療を特定商取引の規制対象に加えようと調査を行なっている。一方で上記の問題点の原因は、矯正歯科治療を希望する患者が医療機関を選択する際の適切な指標がないことにも一端があると考えられる。矯正歯科領域の専門医制度については、「矯正歯科領域における専門医制度に関わる三団体懇談会（日本矯正歯科学会、日本矯正歯科協会および日本成人矯正歯科学会の3団体によるいわゆる三者懇談会）が平成19年から27年まで計21回行われたが、矯正歯科領域における共通の基準は確立されておらず、矯正歯科専門医は広告できない状況が現在も続いている。

このような矯正歯科を取り巻く様々な問題点を危惧した矯正歯科関連団体が中心となり、議論の再開を厚労省に相談した結果、矯正歯科専門医制度に関わる三団体懇談会に参加する3団体に加えて、日本矯正歯科学会の協力団体である日本臨床矯正歯科医会および日本歯科矯正器材協議会の5団体の代表者による懇談会（5団体懇談会）が立ち上げられた。昨年5月からの計5回の懇談会での協議を経て、以下の提言がまとめられた。

国民に安心・安全な矯正歯科治療を提供するために

- (1) 関連法規等の確認と遵守
 - 1) 医療法、歯科医師法、医薬品医療機器法等の関連法令
 - 2) 医療広告ガイドライン、人を対象とする医学系研究に関する倫理指針等
 - 3) その他、COI（利益相反）、返金に関する指針等
- (2) 口腔の形態改善と機能向上に寄与
 - 1) 適切な診査・診断の実施
 - 2) 学術的根拠に基づく治療の実践
 - 3) 治療後の長期安定性への配慮
- (3) 統一された専門医制度の確立
 - 1) 国民が理解しやすい制度
 - 2) 専門性と質を担保しうる制度

本講演においては、この5団体懇談会における協議の内容を提示し、合わせて矯正歯科を取り巻く問題点に対する日本矯正歯科学会の取り組みについて説明したい。

略 歴

1992年	東京医科歯科大学歯学部卒業、同大学大学院（顎顔面矯正学）入学	2010年	日本矯正歯科学会 理事（倫理・裁定委員会委員長 2011年まで）
1996年	同大学院修了	2012年	日本矯正歯科学会 常務理事（財務担当）（現在まで）
1999年	いがらし矯正歯科クリニック開設		
2005年	日本臨床矯正歯科医会 専務理事（2008年まで）		